

- 平成28年11月16日、宇宙開発利用に関する宇宙条約等の実施や我が国の宇宙産業の発達を推進することを目的とした宇宙関連2法が公布。

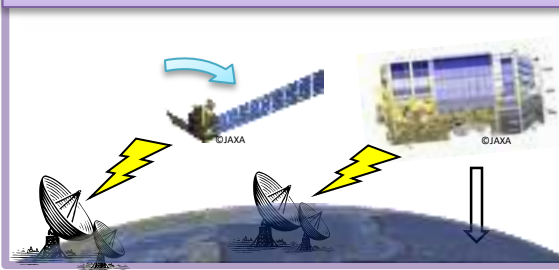
1. 宇宙活動法（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律）

宇宙開発利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施と公共の安全の確保を図り、我が国の宇宙産業の健全な発達に資するための制度

1. 人工衛星等の打上げに係る許可制度



2. 人工衛星の管理に係る許可制度

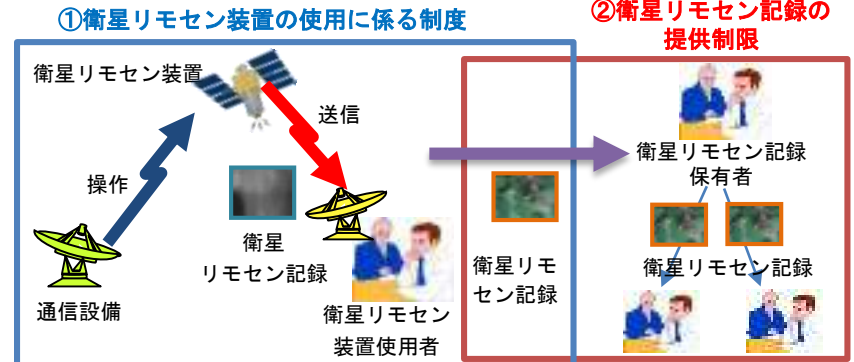


3. 第三者損害賠償制度

打上げ実施者の負担	（裁判所の斟酌） 事業者免責
政府補償契約（一定の金額）	
民間保険契約等（ロケットの型式の設計、打上げ施設毎に定める金額）	

2. 衛星リモセン法（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保等に関する法律）

- 衛星リモセン装置の使用の適正を確保するための制度を導入。
(例) 適格性確認、セキュリティ対策、使用終了時の措置等
- 衛星リモセン装置により検出された衛星リモセン記録の提供に際して適正な取扱いを確保。
(例) 記録提供時の目的確認、提供先の制限等
- 我が国及び国際社会の平和及び安全の維持のため特に必要があると認める場合等における衛星リモセン記録の提供を制限。



宇宙産業ビジョン

- 宇宙基本計画工程表(平成27年度改訂)において、「新規参入を促進し宇宙利用を拡大するための総合的取組」として、「宇宙機器・利用産業の将来動向や政府の関与の在り方に関する基本的視点(宇宙産業ビジョン)を整理することとされている。
- 平成29年春頃、とりまとめ予定。

第2章

世界で展開される宇宙分野のICT利活用競争 ～国内外における取組の現状～
